

石狩市監査委員公表第3号

監査結果に基づく措置通知事項の公表について

石狩市長から監査結果に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和5年7月25日

石狩市監査委員 及川 浩 史

石狩市監査委員 伊藤 一 治

通知内容の写しは、監査事務局（市役所）に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

監 査 区 分	監査対象部局	指 摘 事 項	措 置 内 容
令和4年度 定期監査（後期）	総務部 行政改革・ DX推進課	契約締結決議において、副市長専決のものが部長専決処理されていた。	起案及び決裁の都度、石狩市事務決裁規程の一覧表により契約類型を確認した上で、決裁区分金額の確認を行うよう課内で確認した。
令和4年度 定期監査（後期）	総務部 職員課	設計や予定価格を決定していない単価が含まれる単価契約をしていた。	再度契約マニュアルを課内で確認した。また、指摘を受けた書類を常に確認可能な場所に保管することとした。
令和4年度 定期監査（後期）	企画経済部 農政課	長期継続契約に必要な事項が契約書に記載されていなかった。	今後は、石狩市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の取扱要領を確認しながら、事務処理を行うことを課内で確認した。 また、同要領に基づき、令和5年4月1日付けの貸借契約書（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）に特記事項として下記の条文を記載した。 （特記事項） 第24条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、貸借期間の始期の属する年度にかかる予算の議決を条件として契約が成立し、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合、借受人は、この契約を変更又は解除することができる。 2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の2月前までに貸付人に通知しなければならない。 3 第1条第4号の準備期間における費用については、貸付人の負担とする。
令和4年度 定期監査（後期）	環境市民部 ごみ・リサイクル課	設計図書が決裁されていなかった。	石狩市事務決裁規程第4条に基づき、適正な設計図書の作成を行うことを課内で確認した。 今後は、同規程第4条別表の専決権者一覧を確認・添付し、複数の職員で確認した上で適正な事務を執行することとした。
令和4年度 定期監査（後期）	環境市民部 広聴・市民生活課	会計年度を超える契約期間の契約を締結し、かつ、記載されている契約期間に誤りがあった。	地方自治法第208条、第214条に基づき、適正な支出事務を行うことを課内で確認した。 今後は、契約業務について複数の職員で確認した上で適正な事務を執行することとした。
令和4年度 定期監査（後期）	環境市民部 広聴・市民生活課	設計図書、執行決議において、部長専決のものが課長専決処理されていた。	石狩市事務決裁規程第4条に基づき、適正な設計図書、執行決議の作成を行うことを課内で確認した。 今後は、決裁に同規程第4条別表の専決権者一覧を添付し、複数の職員で確認した上で適正な事務を執行することとした。
令和4年度 定期監査（後期）	環境市民部 広聴・市民生活課	予定価格調書の作成において、部長が作成すべきものを課長が作成していた。	石狩市事務決裁規程第4条に基づき、適正な予定価格調書の作成を行うことを課内で確認した。 今後は、決裁に同規程第4条別表の専決権者一覧を添付し、複数の職員で確認した上で適正な事務を執行することとした。
令和4年度 定期監査（後期）	保健福祉部 高齢者支援課	予定価格調書の作成において、副市長が作成すべきものを部長又は課長が作成していた。	石狩市事務決裁規程に基づく専決権者を課内で確認するため、同規程を事務室内に貼り出すことにより、常に確認できる体制を整え、同様の事務誤りがなくなるよう措置を行った。

令和4年度 定期監査（後期）	保健福祉部 高齢者支援 課	設計図書、執行決議、契約締結決議において、副市長専決のものが部長専決処理されていた。	石狩市事務決裁規程に基づく専決権者を課内で確認するため、同規程を事務室内に貼り出すことにより、常に確認できる体制を整え、同様の事務誤りがなくなるように措置を行った。
令和4年度 定期監査（後期）	保健福祉部 新型コロナウイルス感 染症対策課	会計年度任用職員の任用日数等の変更の決裁がされていなかった。	会計年度任用職員の任用日数等を変更する際には、遅滞なく変更の決裁を行うとともに、管理職及び主査職において変更の事象が生じていないかチェックすることとした。
令和4年度 定期監査（後期）	保健福祉部 厚田保育園	会計年度任用職員の任用日数等の変更の決裁がされていなかった。	会計年度任用職員の任用日数等を変更する際には、遅滞なく変更の決裁を行うとともに、管理職において変更の事象が生じていないかチェックする体制を整備した。
令和4年度 定期監査（後期）	建設水道部 下水道課	法定控除額を基本報酬に加算して支給していた。	過払いとなった報酬については、判明後速やかに当該職員に説明し、令和4年12月1日付けで調整を行った。 今後は、再発防止策として支払伝票決裁時の複数人でのチェックを徹底するよう確認した。
令和4年度 定期監査（後期）	厚田支所 地域振興課	設計図書が決裁されていなかった。	関係諸規定の再確認を行うとともに、再発防止のための経理事務チェックポイント（シート）の活用や複数によるチェック体制により、適正な事務執行をするよう徹底した。
令和4年度 定期監査（後期）	厚田支所 地域振興課	予定価格調書の作成において、副市長が作成すべきものを課長が作成していた。	関係諸規定の再確認を行うとともに、再発防止のための経理事務チェックポイント（シート）の活用や複数によるチェック体制により、適正な事務執行をするよう徹底した。
令和4年度 定期監査（後期）	浜益支所 地域振興課	設計図書が決裁されていなかった。	課内会議において、石狩市事務決裁規程第4条別表第1の再確認を行うとともに、設計図書作成時の決裁漏れがないよう、複数によるチェック励行を徹底することとした。
令和4年度 定期監査（後期）	浜益支所 地域振興課	執行決議、契約締結決議において、部長等専決のものが課長専決処理されていた。	課内会議において、石狩市事務決裁規程第4条別表第1の再確認を行うとともに、専決権者に誤りがないよう、決裁時の複数チェック励行を徹底することとした。
令和4年度 定期監査（後期）	浜益支所 地域振興課	予定価格調書の作成において、部長が作成すべきものを課長が作成していた。	課内会議において、石狩市事務決裁規程第4条別表第1の再確認を行うとともに、専決権者（予定価格作成者）に誤りがないよう、決裁時の複数チェック励行を徹底することとした。
令和4年度 定期監査（後期）	浜益支所 浜益国保診 療所	設計図書が決裁されていなかった。	課内会議において、石狩市事務決裁規程第4条別表第1の再確認を行うとともに、設計図書作成時の決裁漏れがないよう、複数によるチェック励行を徹底することとした。
令和4年度 定期監査（後期）	生涯学習部 教育支援課	設計図書が決裁されていなかった。	設計図書の作成に当たっては契約事務簡易一覧表、契約マニュアル、石狩市契約規則及び石狩市事務決裁規程に基づき、設計図書の作成が必要となる当該金額及び専決権者を必ず複数職員で確認し、適正な事務処理を行うよう課内で確認した。 また、決裁時には当該マニュアル等の写しを添付し、事務手続を行うこととした。

令和4年度 定期監査（後期）	生涯学習部 文化財課	旅費の支給において、支給漏れがあった。	支給漏れの旅費について、石狩市職員等の旅費に関する条例第3条第1項に基づき、令和5年1月31日付けで、対象者に対し追給を行った。 出張者に請求漏れのないようにチェックすること及び複数人で確認することを徹底するよう指導した。
令和4年度 定期監査（後期）	生涯学習部 文化財課	出張命令を受けずに出張していた。	職員の出張の際は、石狩市職員等の旅費に関する条例第4条に規定する出張命令権者により出張命令等を発し、出張命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該出張者に提示して行うことを徹底した。
令和4年度 定期監査（後期）	生涯学習部 学校給食センター	設計図書が決裁されていなかった。	石狩市事務決裁規程第5条別表第3（2）契約等）及び契約マニュアルを確認し、起案の際には複数の職員でチェックをするようセンター職員に周知し、同じ間違いを繰り返さないよう徹底した。
令和4年度 定期監査（後期）	生涯学習部 学校給食センター	執行決議において、部長専決のものが課長専決処理されていた。	石狩市事務決裁規程第5条別表第3（2）契約等）及び契約マニュアルを確認し、起案の際には複数の職員でチェックをするようセンター職員に周知し、同じ間違いを繰り返さないよう徹底した。
令和4年度 定期監査（後期）	生涯学習部 学校給食センター	予定価格調書の作成において、部長が作成すべきものをセンター長が作成していた。	石狩市事務決裁規程第5条別表第3（2）契約等）及び契約マニュアルを確認し、起案の際には複数の職員でチェックをするようセンター職員に周知し、同じ間違いを繰り返さないよう徹底した。
令和4年度 定期監査（後期）	生涯学習部 厚田学校給食センター	設計図書が決裁されていなかった。	石狩市事務決裁規程第5条別表第3（2）契約等）及び契約マニュアルを確認し、起案の際には複数の職員でチェックをするようセンター職員に周知し、同じ間違いを繰り返さないよう徹底した。
令和4年度 定期監査（後期）	生涯学習部 厚田学校給食センター	予定価格調書の作成において、副市長が作成すべきものをセンター長が作成していた。	石狩市事務決裁規程第5条別表第3（2）契約等）及び契約マニュアルを確認し、起案の際には複数の職員でチェックをするようセンター職員に周知し、同じ間違いを繰り返さないよう徹底した。
令和4年度 定期監査（後期）	生涯学習部 厚田学校給食センター	契約締結決議において、副市長専決のものが部長専決処理されていた。	石狩市事務決裁規程第5条別表第3（2）契約等）及び契約マニュアルを確認し、起案の際には複数の職員でチェックをするようセンター職員に周知し、同じ間違いを繰り返さないよう徹底した。
令和4年度 公の施設の 指定管理者監査	生涯学習部 社会教育課	協定締結に係る決裁等が不適切だった。	今後は、石狩市事務決裁規程第5条第2項別表第3（2）に基づき、適正な決裁等を行うことを課内で確認した。